

# 日本電気技術規格委員会について

令和2年7月30日

日本電気技術規格委員会

# 1. 民間規格評価機関の要件への適合性確認の申出

- 「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の電気事業法に基づく技術基準（電気設備に関するもの）への適合性確認のプロセスについて（内規）」（以下、評価機関の要件という。）が令和2年7月17日付けで制定されました。
- それを受けて、令和2年7月20日付けにて、日本電気技術規格委員会が民間規格等を評価・承認できる能力を有することのご確認をいただきたく、評価機関の要件への適合性確認の申出をさせていただきたく存じます。
- 適合性確認をいただいた後、民間規格評価機関として、評価機関の要件に則って規格評価を行ってまいります。

## 2. 日本電気技術規格委員会について

- 現在、電気工作物の保安に係る24の関係団体の参加により運営
- 事務局は(一社)日本電気協会が担当
- 民間規格等の評価業務を行う際には、定めた規約・要領等に従い差別的な評価を行わない
- 民間規格評価機関として規格等の評価を行う際には、民間規格等作成機関より要請があった事項に限定

### 日本電気技術規格委員会 (J E S C)

<組織図>

日本電気技術規格委員会

学識経験者・消費者代表・関連団体の委員で構成

民間規格等制改定  
プロセス評価委員会

学識経験者・消費者代表・ジャーナリスト  
法律家・関連団体の委員で構成

評価

外部評価機関

事務局：(一社)日本電気協会 電気規格室

学識経験者・第三者  
機関の委員で構成

### 3. 各会の主な機能

- 日本電気技術規格委員会

民間規格等作成機関より審議依頼のあった国の基準に関連付ける民間規格等の技術的評価を行う。

- 民間規格等制改定プロセス評価委員会

国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスについて国の要件との適合性について審議。

- 外部評価機関

上記委員会に属さない学識経験者および第三者機関により構成。国の基準に関連付ける民間規格等のリスト化（以下、「民間規格等のリスト化」という。）の制改定プロセスが国の定める要件を満たすこと、また、委員会が適切に運営・維持されているか評価。

# 4. 民間規格等のリスト化

第16回電力安全小委員会で示された技術基準の体系(下図)を踏まえ、民間規格等のリスト化を進める。

【電気設備の技術基準の解釈本文(案)】

- ・個々の規格を解釈本文に引用しない
- ・必要十分な性能要求にする

【規格承認リスト化】

- ・民間規格等をリスト化し解釈に関連付け

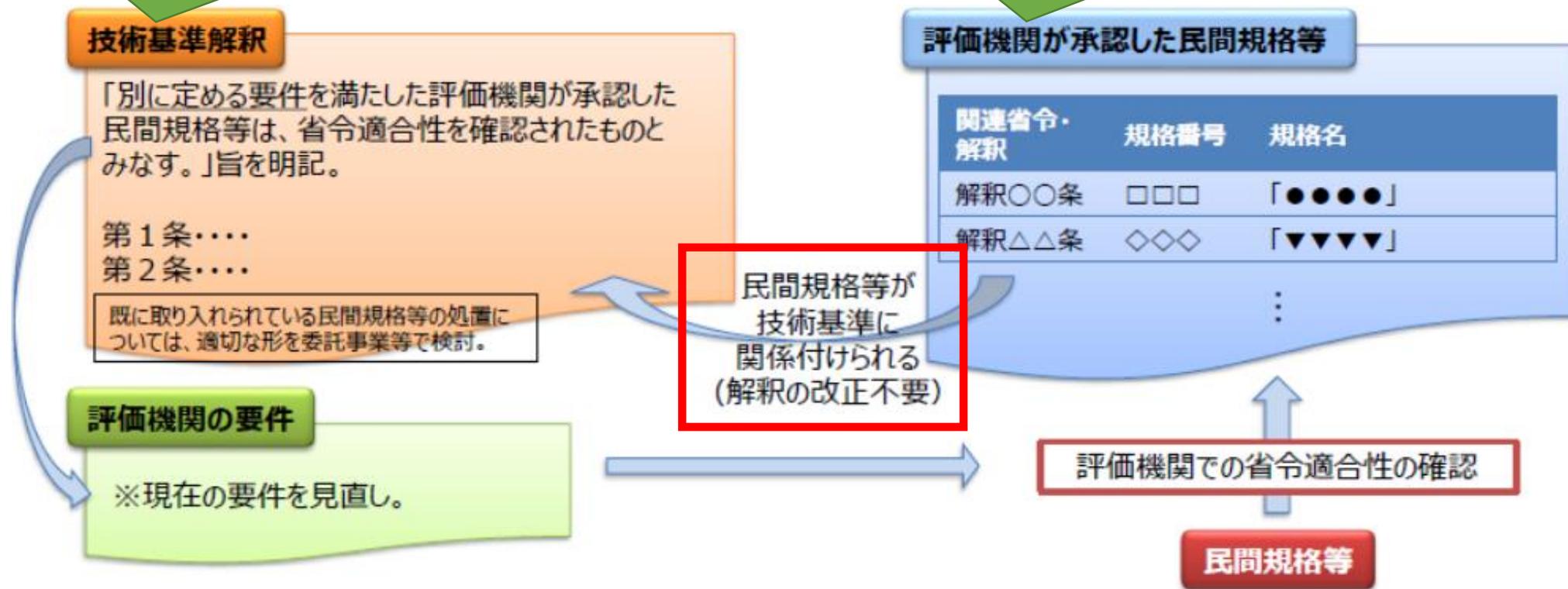
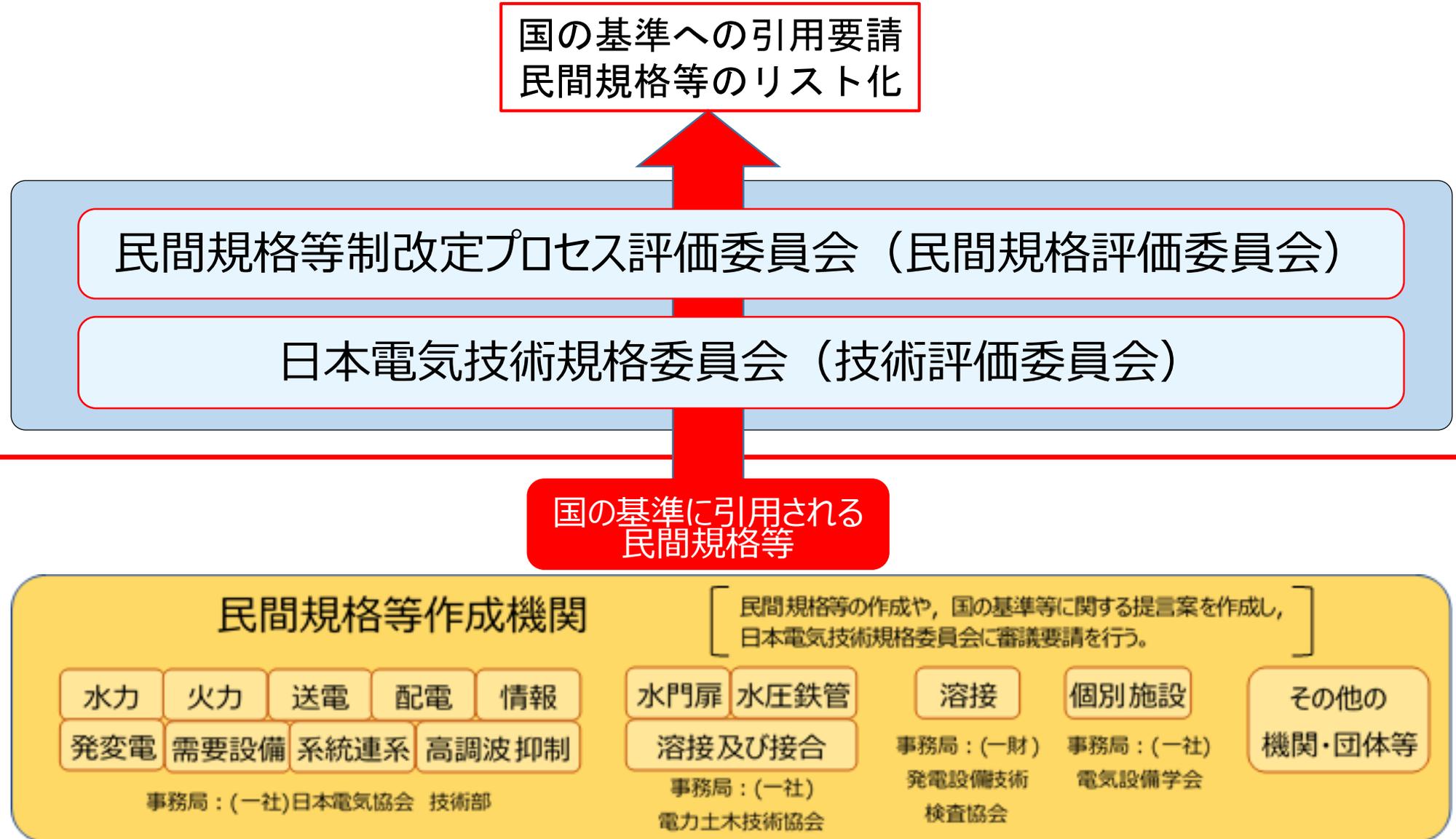


図 第16回電力安全小委員会で示された新たな技術基準の体系

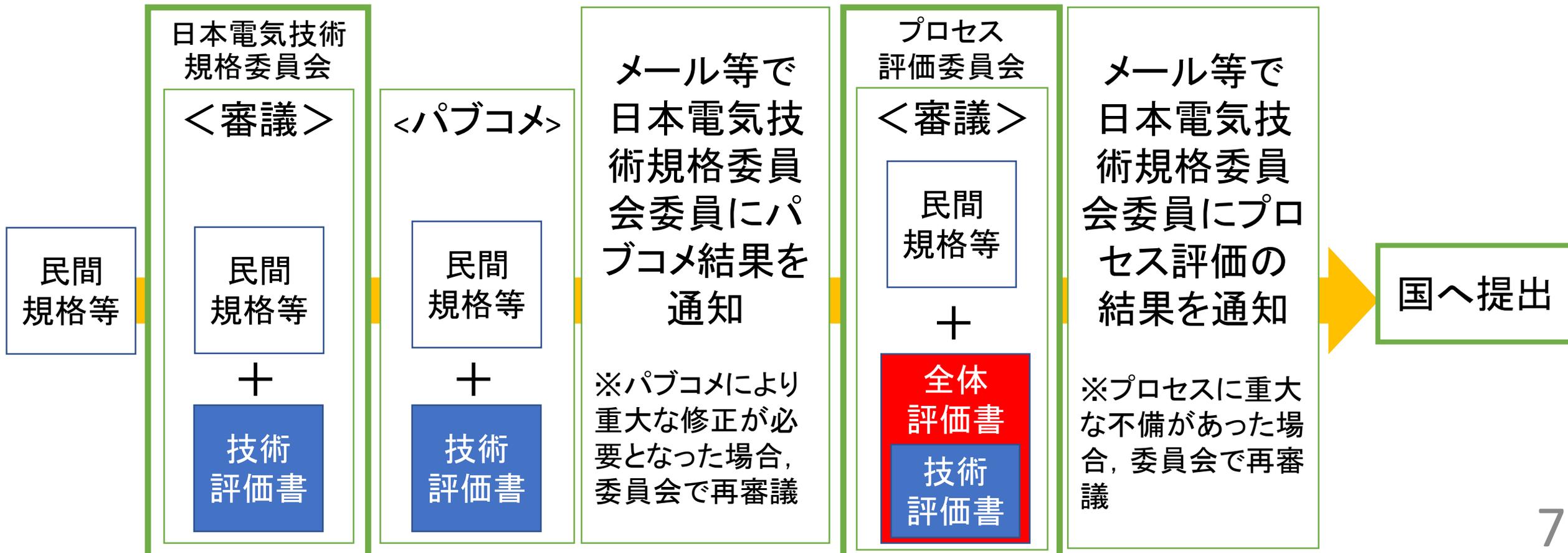
# 5. 日本電気技術規格委員会における審議の流れ

民間規格等作成機関より審議要請を受けた後の審議の流れは以下の通り。



# 6. リスト化する民間規格等の具体的な審議の流れ

- 審議要請を受けた民間規格等を基に、事務局にて各評価書（技術評価書，全体評価書）を作成し、民間規格等と併せて委員会で審議する。
- 日本電気技術規格委員会では主に技術的な審議を、民間規格等制改定プロセス評価委員会（以下、「プロセス評価委員会」という）では、規格の制改定プロセスに問題がないかを審議する。



# 7. リスト化する民間規格等の審議終了後の流れ

リスト化する民間規格等について、審議が終了し、国へ要請提出後の流れを以下に示す。

- 初めてリスト化する民間規格等の改定  
解釈本文の改正が必要なため、今まで通りの手続きが必要



- 既にリスト化された民間規格等の改定  
解釈本文の改正を伴わないため、国による内容確認後に規格リストを更新



# 8. 今後のスケジュール(予定)

順次、民間規格等のリスト化を実施



2020年

2021年

	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
委員会の開催												
・日本電気技術規格委員会	●		●		●		●		●			●
・プロセス評価委員会				●						●		
・外部評価機関											●	
リスト化する規格を国へ要請					○						○	

凡例：●及び●は委員会開催月（●はリスト化する規格を審議予定）  
○リスト化の要請を行う月

以上

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (1) 委員会規約及び関連要領の構成

### 日本電気技術規格委員会規約

民間規格等制改定の審議に係る要領

民間規格等に関する委員会規格番号の付与に係る要領

情報公開等に係る要領

表彰等に係る要領

外部評価等に係る要領

分担金に関する内規

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (2) 日本電気技術規格委員会規約

### ➤ 規定内容

日本電気技術規格委員会、プロセス評価委員会、外部評価機関などの運営について定めている。

① 目的及び業務

② 各委員会の委員構成及び会議の成立、審議、議決方法

③ 事務局の設置

④ 会計、記録の作成、保管

### ➤ 本規約により、評価機関の要件と適合していると考えられる箇所

#### ○ 評価機関の要件

##### (1) 一般

① 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。

#### ・ 該当箇所:

##### 第1条(目的)

「日本電気技術規格委員会は、公正性、客観性、透明性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、次条の業務を通じ、「電気事業法」の技術基準等に民間の技術的知識、経験等を迅速に反映すること、自主的な保安確保に資する民間規格等の活用を推進することなどの活動を行うことにより、電気工作物の保安及び公衆の安全並びに電気関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (2) 日本電気技術規格委員会規約

### (2) 組織

①民間規格等の評価を行うに当たって、民間規格等の省令基準に対する適合性事項を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会(専門家及び当該民間規格に関係する者で構成)と民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会(技術評価委員会より幅広い専門家で構成)を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。

#### ・該当箇所:

##### 第2条(委員会の業務)

「五 国の基準に関連付ける民間規格等の技術評価」

「六 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスに係る適合性評価」

##### 第3条(委員会の構成)

「委員会の委員は学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係は幅広く選任する。」

##### 第11条(プロセス評価委員会の業務)

2. 「プロセス評価委員会は、委員会により審議、承認された国の基準に関連付ける民間規格等の制改定プロセスが、民間規格等評価機関の要件(2. 要件(3)評価プロセス)に適合しているかについて審議、承認を行う。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (2) 日本電気技術規格委員会規約

### (2) 組織

②民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。

#### ・該当箇所:

#### 第12条(プロセス評価委員会の構成)

「プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成する。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (2) 日本電気技術規格委員会規約

### (2) 組織

③評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定(過去の制改定を除く)に関与していない者でなければならない。また、事務局員は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。

#### ・該当箇所:

##### 第6条(委員会の審議)

「委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて、その過半数の賛成者をもって決定する。必要な場合、書面による議決を行うことができる。この場合、審議案件の民間規格等作成機関委員を兼務する委員は、決議に参加できない。」

##### 第19条(事務局)

3. 「事務局員は民間規格等作成機関の規格制改定業務に関与してはならない。また、民間規格等作成機関に所属するものは事務局員となることができない。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (2) 日本電気技術規格委員会規約

### (2) 組織

- ④ 民間規格に係る分野は当該民間規格の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。

・該当箇所:

**第8条(委員会の公開)**

「委員会は、原則公開とする。ただし、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等別に定める場合は、非公開とすることができる。」

**第17条(プロセス評価委員会の公開)**

「プロセス評価委員会は、議事要録を委員会ホームページに掲載することで公開とする。ただし、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等別に定める場合は、非公開とすることができる。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (2) 日本電気技術規格委員会規約

### (3) 評価プロセス

① 評価される民間規格に係る者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。

・該当箇所:

#### 第3条(委員会の構成)

「委員会の委員は学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係は幅広く選任する。」

#### 第12条(プロセス評価委員会の構成)

「プロセス評価委員会の委員は、民間規格等に係る技術分野の委員に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成する。」

### (3) 評価プロセス

② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。

・該当箇所:

#### 第21条(分担金)

4. 「分担金を負担しない団体であっても、必要な場合、委員会に参加し、当該団体が作成した民間規格等を付議し、承認を求めることができる。ただし、その審議に経費を要する場合、委員会は実費の負担を求めることができる。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (2) 日本電気技術規格委員会規約

### (3) 評価プロセス

③民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。

・該当箇所:

#### 第3条(委員会の構成)

「委員会の委員は学識経験者、消費者団体及び規格に係る関連団体等の推薦を受け、委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係は幅広く選任する。」

### (3) 評価プロセス

⑤民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。

・該当箇所:

本規約を制定

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (2) 日本電気技術規格委員会規約

### (3) 評価プロセス

⑦民間規格評価機関は、民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。

・該当箇所:

第2条(委員会の業務)

「二 委員会の事業計画の策定及び事業報告」

### (4) 評価業務管理

③民間規格評価機関は、規格評価委員会の議事録、及び資料並びに規格評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。

・該当箇所:

第24条(記録の作成, 保管)

2. 「委員会は、委員会の議事要録, 配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。また, 事務局が保管管理を行う。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (2) 日本電気技術規格委員会規約

### (4) 評価管理業務

- ④ 民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年一回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策を講じなければならない。

・該当箇所:

第25条(外部評価)

「国の基準解釈等に関連付ける民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については年1回、有識者による外部評価を受けなくてはならない」

2. 「民間規格等評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、委員会はそれに従うものとする。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (3) 民間規格等制改定の審議に係る要領

### ➤ 規定内容

民間規格等作成機関から民間規格等の制改定や技術基準の改正要請があった場合等、規約に定めのない具体的な審議要領について定めている。

- ① 民間規格等の制改定に関する審議手順
- ② 国の基準の改正要請に関する審議手順
- ③ 国の基準等に引用される民間規格等の審議手順(リスト化規格)
- ④ 異議申し立て等への対応

### ➤ 本要領により、評価機関の要件と適合していると考えられる箇所

#### ○ 評価機関の要件

##### (1) 一般

- ② 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に係る事項に限定しなければならない。

#### ・ 該当箇所:

##### 3. 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定を実施する場合

##### (1) 審議の要請

「事務局は、民間規格等作成機関より国の基準に関連付く民間規格等の制改定に関する審議要請を受けた場合、委員会での審議に必要な資料の提出を求める。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (3) 民間規格等制改定の審議に係る要領

### (3) 評価プロセス

② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。

・該当箇所:

#### 5. その他

(1) 委員会の分担金を負担していない民間規格等作成機関からの審議要請

「事務局は、委員会の審議に係る経費を求めることができる。具体的な金額は「分担金に関する内規」によるものとする。」

### (3) 評価プロセス

④ 民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。

・該当箇所:

#### 4. 質問、苦情、異議申し立て等への対応

#### (3) 異議及び告発

「委員会は、委員会にて制改定を承認した民間規格等について、制改定プロセス上の不適切な取扱いに関する外部又は内部からの異議及び告発があった場合、その事案に対応するため対応方針を定める。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (3) 民間規格等制改定の審議に係る要領

### (3) 評価プロセス

⑤ 民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。

・該当箇所：  
本要領を制定

### (3) 評価プロセス

⑥ 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、これに係る省令基準及び基準解釈における条文(既に引用されている民間規格等を含む)を明らかにし、省令基準との適合性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。

- － 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。
- － 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。
- － 関係法令に基づく技術基準に抵触しないものであるか。
- － その他民間規格等の内容に応じ、保安に係る必要な確認項目を満たしているか。

また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公正性、客観性及び透明性を確認しなければならない。

(次ページへ)

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (3) 民間規格等制改定の審議に係る要領

・該当箇所:

3. 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定を実施する場合

(1) 審議の要請

「事務局は、民間規格等作成機関より国の基準に関連付く民間規格等の制改定に関する審議要請を受けた場合、委員会での審議に必要な資料の提出を求める。」

(2) 技術評価書の作成

「事務局は、民間規格等作成機関より審議に必要な資料の提出を受け、技術評価書(別紙1)を作成する。」

(3) 委員会での審議

「委員会では、民間規格等の制改定について、民間規格評価機関の要件(2. 要件(3)評価プロセスの⑥)に従い、省令基準及び基準解釈における条文を明らかにし、省令基準との適合性について審議を行う。」

(6) 民間規格等制改定プロセス評価委員会(以下、「プロセス評価委員会」)の審議

「プロセス評価委員会では、民間規格等の制改定について、民間規格評価機関の要件(2. 要件(3)評価プロセス⑥を除く)に従い、制改定プロセスが公正性、客観性及び透明性をもって実施されているかについて審議する。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (3) 民間規格等制改定の審議に係る要領

### (3) 評価プロセス

⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。

#### ・該当箇所:

3. 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定を実施する場合

#### (4) 意見公募手続き(パブリックコメント)

- a. 事務局は、委員会の承認を得た後に、民間規格等の制改定について、外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。
- b. 外部への公開方法は、「情報公開等に係る要領」による。
- c. 事務局は、外部から提出された意見及び要望等について、民間規格等作成機関に対応の検討を要請することができる。

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (3) 民間規格等制改定の審議に係る要領

### (3) 評価プロセス

⑨民間規格評価機関は、当該民間規格等に関して国が実施する意見公募手続きにおいて提出された意見に対し、必要に応じ評価の見直しを行うなどの対応を適切に行い、その終了後に当該民間規格等を掲示しなければならない。

#### ・該当箇所:

3. 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定を実施する場合

#### (7) 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定

- a. 委員会は、プロセス評価委員会の審議結果を受け、民間規格等の制改定を承認する。なお、制改定プロセスに重大な不備があると報告された場合は、委員会での再審議等を行う。
- b. 「民間規格等に関する委員会規格番号の付与に係る要領」に基づき、委員会の規格番号を付与し、リスト化する。
- c. 規格のリスト化にあたり国の基準等の改正要請が必要な場合、事務局は速やかに委員長名により関係行政機関に改正要請を行い、改正され次第、規格のリスト化を実施する。
- d. 規格のリスト化にあたり国の基準等の改正要請が不要な場合、事務局は委員長名により関係行政機関に報告後、規格のリスト化を実施する。
- e. 関係行政機関への改正要請の報告後(3. (7)c、d)に、国より制改定に関わる要請があった場合は、必要に応じ委員会による再審議等を行う。

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (3) 民間規格等制改定の審議に係る要領

### (3) 評価プロセス

⑩民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。

#### ・該当箇所:

3. 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定を実施する場合

#### (7) 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定

- a. 委員会は、プロセス評価委員会の審議結果を受け、民間規格等の制改定を承認する。なお、制改定プロセスに重大な不備があると報告された場合は、委員会での再審議等を行う。
- b. 「民間規格等に関する委員会規格番号の付与に係る要領」に基づき、委員会の規格番号を付与し、リスト化する。
- c. 規格のリスト化にあたり国の基準等の改正要請が必要な場合、事務局は速やかに委員長名により関係行政機関に改正要請を行い、改正され次第、規格のリスト化を実施する。
- d. 規格のリスト化にあたり国の基準等の改正要請が不要な場合、事務局は委員長名により関係行政機関に報告後、規格のリスト化を実施する。
- e. 関係行政機関への改正要請の報告後(3. (7)c、d)に、国より制改定に関わる要請があった場合は、必要に応じ委員会による再審議等を行う。

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (3) 民間規格等制改定の審議に係る要領

### (4) 評価業務管理

① 民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。

・該当箇所:

4. 質問、苦情、異議申し立て等への対応

(1) 質問

「委員会は、委員会にて制改定の承認をした民間規格等について、文書等により質問があった場合、質問者に回答を行う。また、必要に応じて、当該規格を作成した民間規格等作成機関に質問を送付し、回答するよう依頼することができる。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (3) 民間規格等制改定の審議に係る要領

### (4) 評価業務管理

②評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも五年に一回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。

・該当箇所:

3. 国の基準に関連付ける民間規格等の制改定を実施する場合

#### (8) 民間規格等の見直し及び確認

「委員会が承認した国の基準に関連付ける民間規格等は、制改定より少なくとも5年以内に見直しが行われているか確認を行う。見直しは民間規格等を作成した民間規格等作成機関が実施し、事務局に見直し結果を連絡する。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (4) 民間規格等に関する委員会規格番号の付与に係る要領

### ➤ 規定内容

委員会で承認した民間規格の規格番号の付与、年号など統一的に記載する内容について定めている。

### ➤ 本要領により、評価機関の要件と適合していると考えられる箇所

#### ○ 評価機関の要件

##### (3) 評価プロセス

⑩ 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、省令基準又は基準解釈との関係を明確にして、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し、公開しなければならない。

#### ・該当箇所:

本要領を制定

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (5) 情報公開等に係る要領

### ➤ 規定内容

委員会活動等における以下の項目について定めている。

- ①意見公募手続き(パブリックコメント)
- ②委員会の情報公開
- ③会計処理の公開
- ④WTO/TBT協定に基づく通報, 公表等

### ➤ 本要領により、評価機関の要件と適合していると考えられる箇所

#### ○評価機関の要件

##### (2) 組織

- ④民間規格に係る分野は当該民間規格の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。

#### ・該当箇所:

1. 意見公募手続き(パブリックコメント)について

(4)外部へ公開する内容

「・公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (5) 情報公開等に係る要領

### (2) 組織

⑤ 評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。

・該当箇所:

### 3. 委員会の情報公開

#### (1) 公開の方法

「委員会は、以下の方法により情報を公開する。

##### a. 議事の公開

委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。

プロセス評価委員会は、議事要録を委員会のホームページに掲示することにより公開する。

なお、知的財産権の保護、個人情報保護など特別の事情がある場合には、非公開とすることができる。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (5) 情報公開等に係る要領

### (2) 組織

⑥民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

・該当箇所:

### 3. 委員会の情報公開

#### (2) 委員会を非公開とする場合

「各委員会を非公開とする場合は、以下のとおりとする。

- a. 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- b. 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- c. 個人情報保護を保護する必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- d. その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (5) 情報公開等に係る要領

### (3) 評価プロセス

⑦民間規格評価機関は、民間規格等評価活動に係る業務計画を、少なくとも一年に一回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。

・該当箇所:

#### 3. 委員会の情報公開

##### (1) 公開の方法

「委員会は、以下の方法により情報を公開する。

##### c. 各委員会情報の公開

委員会のホームページにより、公開する委員会の情報は、別紙1のとおりとする。」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (5) 情報公開等に係る要領

### (3) 評価プロセス

⑧民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。

#### ・該当箇所:

#### 1. 意見公募手続き(パブリックコメント)について

##### (1) 公開の方法

「電気新聞及び委員会のホームページに公告として掲載する。」

##### (3) 公開の期間

「30日以上、最長60日」

# (参考1) 委員会規約と関連要領について

## (6) 表彰等に係る要領

### ➤ 規定内容

日本電気技術規格委員会に係る活動等において功績が顕著であった者を表彰する基準を定めている。

## (7) 外部評価等に係る要領

### ➤ 規定内容

リスト化する民間規格等の制改定プロセスについて、国が示す要件に適合しているか第三者により確認するための外部評価機関について定めている。

## (8) 分担金に関する内規

### ➤ 規定内容

委員会に参加する団体の分担金(一口あたり)の金額について定めている。

## (参考2) 日本電気技術規格委員会へ参加・支援をいただいている 民間団体(24団体)

(一社)火力原子力発電技術協会  
全国電気管理技術者協会連合会  
全日本電気工事業工業組合連合会  
(一社)電気学会  
(一財)電気工事技術講習センター  
電気事業連合会  
(一社)電気設備学会  
電気保安協会全国連絡会  
電源開発(株)  
(一社)電力土木技術協会  
(一社)日本ガス協会  
(一社)日本機械学会

(一社)日本電気協会  
日本電気計器検定所  
(一社)日本電機工業会  
(一社)日本電設工業協会  
(一社)日本電線工業会  
(一社)日本電力ケーブル接続技術協会  
(一社)日本内燃力発電設備協会  
(一社)日本配線システム工業会  
(一社)日本非破壊検査協会  
(一社)日本風力発電協会  
(一社)日本溶接協会  
(一財)発電設備技術検査協会

### ※オブザーバー

大口自家発電施設者懇話会  
公営電気事業経営者会議  
建設業電気保安技術協議会  
日本建設業連合会

# (参考3)各会の委員構成

## 日本電気技術規格委員会(38名)

委員	委員	委員
東京大学◎	中部電力パワーグリッド	日本電気協会
東京大学○	関西電力送配電	電気設備学会
東京大学	電源開発	日本ガス協会
電力中央研究所	日本電機工業会	火力原子力発電技術協会
中央大学	日本電線工業会	発電設備技術検査協会
東京大学	日本配線システム工業会	日本非破壊検査協会
大阪大学	電気保安協会全国連絡会	日本溶接協会
武蔵大学	全国電気管理技術者協会連合会	電力土木技術協会
京都大学	日本電設工業協会	日本風力発電協会
神奈川県消費者の会連絡会	全日本電気工事業工業組合連合会	日本内燃力発電設備協会
主婦連合会	日本電力ケーブル接続技術協会	日本電気計器検定所
電気事業連合会	電気学会	日本電気工事技術講習センター
東京電力ホールディングス	日本機械学会	

◎:委員長    ○:委員長代理

# (参考3)各会の委員構成

## プロセス評価委員会(10名)

### 委員

東京電機大学◎

東京大学○

主婦連合会

電気事業連合会

電気保安協会全国連絡会

全日本電気工事業工業組合連合会

日本電機工業会

ジャーナリスト

社会安全研究所

八重洲総合法律事務所

◎:委員長

○:委員長代理

# (参考3)各会の委員構成

## 外部評価機関(3名)

### 委員

東京大学◎

日本品質保証機構

電気安全環境研究所

◎:委員長